

「職場における心理的負荷評価表の見直し等に関する検討会」開催要綱

1 趣旨・目的

業務による心理的負荷を原因として精神障害を発病し、あるいは自殺したとする事案（以下「精神障害等」という。）については、平成11年度に策定した「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（以下「判断指針」という。）に基づき、同判断指針別表1「職場における心理的負荷評価表」（以下「評価表」という。）により業務による心理的負荷の強度等について評価し、業務上外の判断を行っているところである。

しかしながら、判断指針策定以降、企業における組織の再編や人員の削減等の実施、あるいは能力主義・成果主義に基づく賃金・処遇制度の導入等に伴う人事労務管理の強化等職場をとりまく状況が変化している中で、業務の集中化による心理的負荷、職場でのひどいじめによる心理的負荷など、新たに心理的負荷が生ずる事案が認識され、現行の評価表における具体的出来事への当てはめが困難な事案が少なからず見受けられるところである。

このような状況をも踏まえ、平成14年度及び平成18年度においてストレス出来事の評価に関する委託研究を実施したものであり、今般、これらの研究結果に基づき、厚生労働省労働基準局労災補償部長が精神障害等に精通した医学専門家の参集を求め、評価表における業務上の具体的出来事等に関する検証・検討を行うこととする。

2 主な検討事項

- (1) 現行の「評価表」（31項目）の見直しについて
- (2) その他関連する事項について

3 参集者

- (1) 本検討会は、別紙の医学専門家を参集者とする。
- (2) 本検討会には、参集者の互選により座長を置き、座長は本検討会を統括するものとする。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家の参集を依頼することができるものとする。

4 その他

- (1) 本検討会は、公開を原則とするが、個別症例を取り扱う場合には非公開とする。
- (2) 参集及び検討会運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室において行う。

附則 本要綱は、平成20年12月10日から施行する。

「職場における心理的負荷評価表の見直し等に関する検討会」
参集者名簿（五十音順）

氏名	所属・役職
おかざき ゆうじ 岡崎 祐士	東京都立松沢病院 院長
くろき のぶお 黒木 宣夫	東邦大学医療センター佐倉病院 精神医学研究室教授
なつめ まこと 夏目 誠	大阪樟蔭女子大学大学院 人間科学研究科臨床心理学専攻教授
やまざき よしひこ 山崎 喜比古	東京大学大学院 医学系研究科准教授